

# 透析患者の皆様へ

北海道保健福祉部保健医療局健康安全室

透析中の方で、38度以上の発熱と、のどの痛みや咳、鼻水・鼻づまりといったインフルエンザのような症状がある方は、次のとおりご対応願います。

●発症する前の透析治療時などに、かかりつけ透析医から新型インフルエンザに感染した場合の対応の説明を受けておいてください。透析患者の方の多くは、週3回程度、透析のために、かかりつけ医療機関を受診されていると思いますが、休日夜間に体調に異常を感じた（急な発熱など）際の対応の説明も受けておいてください。

●症状が初めてでた場合は、かかりつけの透析医療機関に事前に電話連絡し、指示を受けてから受診してください。場合により、かかりつけの透析医療機関ではなく、一般の内科での受診を勧められることがあります。また、かかりつけ透析医療機関を受診する場合は、事前に電話連絡し、受診時間帯や受診方法、受診時の注意事項などについての指示を受けてください。

●既に、インフルエンザの診断を受け、自宅療養している場合においても、週3回程度の透析を行う必要がありますので、かかりつけの透析医療機関に事前に電話連絡し、指示を受けてから受診してください。  
●特に、他の透析患者への感染予防を図るため、透析医療機関においては、個室やパーティション等による隔離透析や、インフルエンザ患者の方の透析時間を他の透析患者の方と分けるなどの対策を講じていますので、必ず指示を受けてください。

●受診の際には、必ずマスクを着けてください。

- ・検診や他の病気で受診する方などへの感染防止のため、マスクを着用してください。
- ・また、自家用車で行くなど、公共交通機関の利用はできるだけ避けてください。（公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用してください。）
- ・移送サービスを利用している場合で、他に透析患者と同席するような場合は、当該移送サービスの利用を避けてください。また、移送サービス事業者にインフルエンザの診断を受けていることを伝えてください。
- ・受診後、自宅に戻られたら、十分な手洗い・うがいをお願いします。

●透析患者の方は、透析の疾患がない方とは、抗インフルエンザウイルス薬である「タミフル」の服用量が異なりますので、かかりつけ透析医の指示のとおり服用してください。  
●透析患者の同居家族の方がインフルエンザにかかった場合、透析患者の方うつらないよう、タミフルを予防的に服用する方法がありますので、そのような場合は、かかりつけ透析医にご相談ください。

透析患者の方は、新型インフルエンザワクチンの優先接種対象とされていますが、接種時期や接種場所などの具体的な方法は、今後、改めてお知らせします。

医療機関を受診する前に道庁又は道立保健所に電話をいただく必要はありませんが、電話相談窓口は、引き続き開設中です。（平日 8:45～17:30）